

議 案 第 74 号

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴う幼児教育・保育無償化の実施を踏まえ、
本市独自事業に関する事務をマイナンバー利用事務に加える等するため。

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項を次のように改める。

19 削除

別表第1の26の項中「松戸市心身障害児入学祝金支給要綱（平成20年4月1日施行）による」を「心身障害児入学祝金支給事業に係る」に改め、同表の27の項中「松戸市心身障害者新規学校等卒業者就職支度金支給要綱（平成21年3月1日施行）による」を「心身障害者新規学校等卒業者就職支度金支給事業に係る」に改め、同表の28の項中「松戸市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱（平成24年4月1日施行）による」を「避難行動要支援者避難支援事業に係る」に改め、同表の29の項中「松戸市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成27年3月1日施行）による」を「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に係る」に改め、同表の30の項中「松戸市任意予防接種実施要綱（平成27年6月1日施行）による」を「任意予防接種事業に係る」に改め、同表に次のように加える。

33	市長	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの
34	市長	私立幼稚園預かり保育事業に係る幼稚園預かり保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの
35	市長	松戸市立保育所運営事業、民間保育所委託事業及び特定教育・保育施設等給付費加算金支給事業に係る主食費の免除に関する事務であって規則で定めるもの
36	市長	認可外保育施設利用者負担軽減事業に係る認可外保育施設の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の19の項を次のように改める。

19 削除

別表第2の26の項中「松戸市心身障害児入学祝金支給要綱による」を「心身障害児入学祝金支給事業に係る」に改め、同表の27の項中「松戸市心身障害者新規学校等卒業者就職支度金支給要綱による」を「心身障害者新規学校等卒業者就職支度金支給事業に係る」に改め、同表の28の項中「松戸市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱による」を「避難行動要支援者避難支援事業に係る」に改め、同表の29の項中「松戸市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による」を「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に係る」に改め、同表の30の項中「松戸市任意予防接種実施要綱による」を「任意予防接種事業に係る」に改め、同表中

「

33	市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	松戸市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療に要する費用の助成に関する情報であって規則で定めるもの
----	----	---------------------------------	--

」を

「

33	市長	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
34	市長	私立幼稚園預かり保育事業に係る幼稚園預かり保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は子育てのための施設等利用給付関係情報であって規則で定めるもの
35	市長	松戸市立保育所運営事業、民間保育所委託事業及び特定教育・保育施設等給付費加算金支給事業に係る主食費の免除に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
36	市長	認可外保育施設利用者負担軽減事業に係る認可外保育施設の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

37	市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	松戸市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療に要する費用の助成に関する情報であって規則で定めるもの
----	----	---------------------------------	--

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。